

1 令和6年度予算

	5年度予算額	6年度予算額	増△減額
一般会計	3,208億円	3,110億円	△ 98億円 (△ 3.1%)
警察庁計上	2,902億円	2,806億円	△ 95億円 (△ 3.3%)
人件費	1,038億円	1,062億円	24億円 (2.3%)
物件費	1,864億円	1,744億円	△ 120億円 (△ 6.4%)
交付税特会繰入れ	516億円	485億円	△ 31億円 (△ 5.9%)
一般物件費	1,348億円	1,260億円	△ 89億円 (△ 6.6%)
情報システム予算 (デジタル庁に計上)	306億円	303億円	△ 3億円 (△ 0.9%)
東日本大震災復興特別会計	2億円	3億円	1億円 (35.9%)
合計	3,210億円	3,113億円	△ 97億円 (△ 3.0%)

2 各重点項目毎の計上額 (前年度)

- (1) サイバー空間の脅威への対処 50億円 (41億円)
- (2) テロ対策と大規模災害等の緊急事態への対処 71億円 (169億円)
- (3) 安全かつ快適な交通の確保 194億円 (197億円)
- (4) 科学技術を活用するなどした緻密かつ適正な捜査の推進 92億円 (91億円)
- (5) 組織犯罪対策の推進 34億円 (31億円)
- (6) 生活の安全を脅かす犯罪対策の推進と犯罪被害者等支援の充実 31億円 (29億円)
- (7) 警察基盤の充実強化 249億円 (249億円)
- (8) 警察行政のデジタル化の推進 (デジタル庁一括計上) 303億円 (306億円)
- (9) 東日本大震災復興復興特別会計 3億円 (2億円)

3 国家公務員等の増員

国家公務員118人、地方警察官103人の増員（別紙「令和6年度国家公務員等の増員について」のとおり。）

4 組織改正

長官官房参事官（特殊詐欺対策及び匿名・流動型犯罪グループ対策担当）、関東管区警察局サイバー特別捜査部の設置等（別紙「令和6年度警察庁組織改正の概要」のとおり。）

5 税制改正

「犯罪被害給付制度に係る税制上の所要の措置」の容認及び「警察用船舶に係る軽油引取税の課税免除の特例措置」の適用期限の延長（別紙「令和6年度警察庁税制改正の概要」のとおり。）

1 元総理銃撃事件を受けた対策

(1) 背景

自作された銃砲が犯罪に悪用。銃砲の形状等によらない対策が急務。

(2) 自作の銃砲も含む、銃砲の悪用防止対策

- ・ 銃砲の悪用に関する罰則強化
- ・ インターネット等での悪質情報の対策
- ・ 電磁石銃の「銃砲」への追加

2 長野における猟銃使用殺人事件を受けた対策

(1) 背景

長期間使用されていなかった長射程のハーフライフル銃が犯罪に悪用。

(2) 許可猟銃の対策

- ・ ハーフライフル銃の規制強化
- ・ 眠り銃の所持許可取消要件の厳格化

<p>公安委員会 説明資料No. 3</p>	<p>良好な自転車交通秩序を実現させるための方策に関する有識者検討会の中間報告書等について</p>	<p>令和5年12月21日 交通局</p>
----------------------------	---	---------------------------

1 有識者検討会の開催趣旨等

最近の自転車関連交通事故や自転車の交通違反に対する指導取締りの情勢等を踏まえ、

- 自転車に関するより効果的な安全教育の在り方
- 自転車の交通違反に対する効果的な違反処理の在り方
- 自転車が通行しやすい交通規制の在り方

等について、幅広い観点から検討を実施し、中間報告書を取りまとめた（令和5年8月から12月までの間に計4回開催）。

2 中間報告書の概要（別添）

(1) ライフステージに応じた安全教育の充実化

自転車の安全教育に関する官民連携の拠点を構築し、幅広い知見を取り入れた自転車の安全教育に係るガイドラインを策定する。

(2) 違反者の行動改善に向けた指導取締りの推進

16歳以上の自転車利用者による交通違反を交通反則通告制度の対象とする。

(3) 自転車が安全・安心に通行できる環境の整備

車道を通行する自転車を保護するための所要の措置を講ずる。

3 今後の予定

令和5年1月下旬 第5回有識者検討会開催（最終報告書案）

4 今後の対応

中間報告書の内容等を踏まえ、自転車の交通事故を防止するために必要な措置その他所要の対策を講ずることを検討。

現状・課題

- 自転車は、幼児から高齢者まで幅広い層が多様な用途で利用する国民の身近な交通手段であり、政府としてもその活用を推進。
- 他方で、自転車関連交通事故件数や自転車対歩行者事故の発生件数が近年増加傾向にあるほか、自転車が当事者となった死亡・重傷事故の約4分の3には自転車側に何らかの法令違反が認められる。
- 政府目標（令和7年までに24時間死者数を2,000人以下）の達成に向け、自転車の交通ルールを遵守させるための方策を検討する必要。

⇒ 良好な自転車交通秩序を実現させるための方策に関する有識者検討会を開催（令和5年8月以降に計4回実施）

検討結果

交通安全教育

- ◆ 自転車利用のニーズが高まっている昨今の情勢を踏まえると、リソースの制約上、警察のみで自転車に係る安全教育を実施することは困難であることから、警察を中心として官民連携を強化していく。
- ◆ あわせて、警察が交通安全教育の需要と供給を的確に捉え、両者のマッチングを促進し、交通安全教育の体系を充実させる。
- ◆ 官民連携の拠点となる官民協議会を構築し、ライフステージごとに提供すべき交通安全教育の指針を示す安全教育ガイドラインを策定し、実施主体によらず教育の質を担保する。
- ◆ 「自転車安全教育」認定制度を構築し、都道府県警察が民間事業者の自転車に係る安全教育を認定する（供給主体の「見える化」）。

違反処理

- ◆ 自転車を交通反則通告制度の対象とした上で、現認可能・明白・定型的な違反行為を反則行為とする。
- ◆ 制度の対象年齢は16歳以上とする。
- ◆ 反則行為となる信号無視、指定場所一時不停止、通行区分違反（右側通行、歩道通行等）等については、特に悪質かつ危険性の高い違反態様に限って青切符による取締りを行う。
- ◆ それ以外の場合については、違反者に将来の運転行動の改善を促す指導警告にとどめる。
- ◆ 酒酔い運転、酒気帯び運転、妨害運転等の反社会性・危険性の高い違反行為は反則行為に含めないこととする。それらのうち、赤切符の対象となる違反行為については、引き続き赤切符で処理する。

交通規制

- ◆ 自転車が安全に車道を通行することができる環境を創出するため、国内外の先行事例も参考に、「全ての交通主体がお互いに思いやり、共に道路を安全・快適に利用する」という理念を国民に浸透させるためのキャンペーンを展開するほか、車道を通行する自転車の保護に関する法制上の措置を講ずる。
- ◆ 自転車通行空間における違法駐車対策を推進するため、取締りに係るガイドラインの見直し、警察の取組の周知・理解に向けた広報啓発活動を行う。
- ◆ 他方で、駐車需要を考慮した対応も必要であるところ、関係者とも連携して需要に応じた駐車スペースを確保することで、路上駐車等により自転車が通行しづらい状況を緩和する。

ライフステージに応じた安全教育の充実化

違反者の行動改善に向けた指導取締りの推進

自転車が安全・安心に通行できる環境の整備

公安委員会 説明資料No. 4	「二輪車車両区分見直しに関する 有識者検討会」報告書 について	令和5年12月21日 交 通 局
--------------------	------------------------------------	---------------------

1 開催状況

最高出力を4kW以下に制御した総排気量125cc以下の二輪車を、現在は総排気量50cc以下に限られている一般原動機付自転車に新たに区分することに関し、車両の走行評価や関係者からのヒアリングを通じて、その安全性や運転の容易性等を重点に、同等と評価できるか検討を行ったもの
(本年9月から12月までの間に計3回開催)

2 報告書概要

- 最高出力を制御した新基準原付は、加速度が抑えられることなどで、現行原付と同程度に容易かつ安全に運転することができるため、両者を同じ運転免許区分とし、併せて同じ車両区分とすることが適当
- 最高出力を制御する機構が不正に改造されないよう、汎用の工具では出力制御部のカバーを取り外しできないような特殊な構造にしたり、電子的な制御と組み合わせたりといった不正改造防止措置を講ずる
- 完成車状態でも最高出力が測定できるように関係団体で検討を行う
- 小型自動二輪車との区別がつくように外見上の識別性を確保する
- 出力を制御していない小型自動二輪車までも原付免許で運転できるようになったとの誤解が生じないように、周知に努める